



全ト協発第 181 号(環)

令和 5 年 7 月 6 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長

坂本 克



事業用トラックが第1当事者となる事故多発への 対応について（注意喚起）

平素より当協会の業務運営に種々ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、国土交通省が毎週公表していますメールマガジン「事業用自動車安全通信」によりますと、令和 5 年 1 月から 6 月までの上半期における交通事故の発生状況は、対前年比 8 件増の 18 件に達し、この 6 か月間で昨年の総数に迫る状況にあります（添付資料参照）。

特に、1 件の交通事故での 3 名の死者数の発生が 3 件、2 名の死者数が 6 件、1 件の事故で 10 名以上の負傷者数を発生させた事故は 3 件（20 名、15 名、10 名）と、大規模かつ重大な事故が相次いで発生し、あってはならない飲酒事案も 5 件の発生が判明しています。

トラック運送事業は、コロナ禍にあっても社会経済活動を支え続けるエッセンシャルワーカーとして国民生活になくてはならない産業として広く認知されてきたところ、一方で、国民の生命・財産を奪うこととなる社会的影響が大きなこうした交通事故や飲酒事案の発生が相次ぐことは、トラック運送業界の社会的信頼性の失墜のみならず、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない極めて憂慮すべき非常事態といえます。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、トラックドライバーをはじめとする運送事業にかかわるすべての関係者が安全最優先の意識のもと、下記事項について再認識しつつ、事業用トラックが関係する同種事故の再発防止に徹底を期し、安全で豊かな国民生活に寄り添う運送業界本来の姿を取り戻すべく、傘下会員事業者などへの周知徹底方、よろしくお願ひ致します。

記

○運行管理の徹底

- ・現下の交通事故の発生状況の関係者への周知徹底、並びに同種事故再発防止に向けた啓発活動の実施
- ・健康起因事故防止のための健康管理の徹底、過労運転とならない無理のない配車計画の策定
- ・法定速度の遵守、適正な車間距離の保持、走行中のスマホの使用禁止などわき見運転防止のさらなる徹底

○確実な点呼（遠隔点呼、自動点呼を含む）の実施

- ・現下の交通事故の発生状況の乗務員への周知徹底、同種事故の未然防止に向けた具体的な指導の徹底
- ・乗務前・後点呼時における運転者に対する健康状態の確実な把握、および体調などについて報告しやすい職場環境等の整備
- ・点呼時におけるアルコール検知器を使用した飲酒の有無の確実な把握、当該検査結果の確実な記録の徹底

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019